

平成 28 年 5 月 20 日
電力・ガス取引監視等委員会

一般ガス事業の供給区域等の変更許可に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた一般ガス事業の供給区域等の変更許可の申請について審査を行い、「一般ガス事業の開始によって申請に係る事業者自身においてガス工作物の設置が著しく過剰とならないこと及び一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合すると認められる旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

一般ガス事業者は、供給区域等の変更を行おうとするときは、ガス事業法第 8 条第 1 項の規定に基づき経済産業大臣に対し変更許可申請を行うこととなっています。

供給区域等の変更許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、本日、大阪瓦斯株式会社からの供給区域等の変更許可申請について、当委員会において審査を行ったところ、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成 12 年 10 月 2 日付け平成 12・09・28 資第 8 号)第 1(3)において準用する同(1)③のうち「その一般ガス事業の開始によって申請に係る事業者自身においてガス工作物の設置が著しく過剰とならないこと」、同④のうち「その一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められ、適正な取引の確保の観点から同⑦の要件への適合を否定する事実は認められませんでしたので、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

①一般ガス事業の供給区域等の変更許可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 新川

担当者: 皆川、吉野

電 話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)

ネットワーク事業監視課長 都築

担当者: 星、野田

電話: 03-3501-1511(内線 4371~4)

03-3501-1585(直通)